

第20回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年12月24日 13:30~14:30
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場
3. 出席委員
- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1番 廣瀬女公美 委員 | 2番 清水 幸治 委員 | 3番 菅原 雄一 委員 |
| 4番 熊坂 隆雄 委員 | 5番 志賀 忠浩 委員 | 6番 大畑 礼子 委員 |
| 7番 樋口 英樹 委員 | 8番 中川 浩幸 委員 | 9番 佐藤 泰正 委員 |
| 10番 稲場 洋二 委員 | 11番 金子 靖 委員 | 12番 佐藤 裕司 委員 |
| 13番 瀬戸 賢成 委員 | 14番 二谷 幸裕 委員 | 15番 浅野 徳昭 委員 |
| 16番 伊藤 まり 委員 | 17番 野村 照明 委員 | 18番 福西 範 委員 |
| 19番 成田 俊英 委員 | 20番 松下 裕幸 委員 | |
- (以上 20名)
4. 欠席者 21番 吉澤しのぶ 委員
5. 参 与 者 農業委員会事務局
事務局長 塩田 省吾 事務局長補佐 高山 直樹 次長 中嶋 智子
会計年度任用職員 藤本 恵美 杉野 恵 熊野 香苗
(以上 6名)
- 会議録署名委員の指名 1番 廣瀬女公美 委員
2番 清水 幸治 委員
6. 議事日程 会期決定について 令和 7年 12月24日 (1日)
- 報告 第33号 現況証明願について (市街化区域)
報告 第34号 農業経営証明願について
報告 第35号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
議案 第88号 現況証明願について
議案 第89号 農地法施行規則第29条第4号の規定による申出について
議案 第90号 農用地利用集積等促進計画 (案) の決定と要請について
議案 第91号 農地台帳の整備について
議案 第92号 目標地図の素案の作成及び提出について

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。
ただいまより、第20回鉏路市農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席者は20名です。
議事録署名人に1番、廣瀬女公美委員、2番、清水幸治委員を指名しますので、
よろしく願いいたします。
なお、会期は本日12月24日の1日といたします。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
塩田事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧ください。

(以下、会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことは
ありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件
が3件ございます。
報告第33号「現況証明願」について事務局より報告してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の3ページにございます報告第33号についてご報告いたしま
す。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑である、 の1筆、面積 ㎡の土地について、
所有者の 氏の代理人である より現況証明願
があり、12月2日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草
放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、12月3日、会長専決により
証明書を発行いたしました。

次に表の2番は、資料が5ページと8ページから9ページにございます。

公簿地目が畑である、 の1筆、面積 ㎡の土地について、所有者
の 氏の代理人である 氏より現況証明願があり、
12月2日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以
外であり、利用状況は原野でしたので、12月4日、会長専決により証明書を発行
いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長
野村会長

ただいま報告がありました、報告第33号について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第34号「農業経営証明願」について報告してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の10ページでございます、報告第34号について報告いたします。

今回は、鉏路地区で1件の申請がございました。

議案書11ページの表の1番は、11月26日、 氏から、補助金申請のため、農業を営んでいることの証明に係る申請がありました。

農地基本台帳で農業経営をしていることを確認しましたので、同日、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長
野村会長

ただいま報告がありました 報告第34号について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第35号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局より報告してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の12ページでございます、報告第35号についてご報告いたします。

議案書13ページの表の1番は、相続人 氏より、被相続人 氏が所有していた、 の1筆、面積 m²の農用地を、8月8日に相続し所有権を取得したとして、11月25日に届出があり、同日、会長専決により受理書を発行いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長
野村会長

ただいま報告がありました、報告第35号について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。
議案第88号「現況証明願」について事務局より説明してください。

議長
野村会長

それでは、議案書の14ページにございます、議案第88号についてご説明いたします。

今回は、釧路地区で1件の申請がございました。

議案書15ページの表の1番は、資料が16ページから17ページにございます。

公簿地目が畑である、[]の1筆、面積 []㎡の土地について、所有者の []氏の代理人である、 []氏より現況証明願がございました。

12月11日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の原野であると確認いたしました。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

事務局
塩田事務局長

ただいま説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の浅野委員より報告をお願いします。

委員
浅野委員

議案第88号について、報告いたします。

1番は、 []氏が所有する、公簿地目が畑、 []の1筆、 []㎡の土地についてであります。

12月11日、釧路地区農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況は原野であることを確認いたしました。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長
野村会長

浅野委員、ありがとうございます。

それでは、1番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第88号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第88号「現況証明願」については、原案のとおり決定いたしました。

次に議案第89号「農地法施行規則第29条第4号の規定による申出」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の18ページにございます、議案第89号についてご説明いた

します。

農地に農業用施設を整備する場合、原則として農地法第4条あるいは第5条の許可が必要とされておりましたが、令和7年4月以降、要件を満たすものであれば、転用の許可を受けずに整備できる特例措置の適用が受けられるようになりました。

今回は、阿寒地区で1件の申出がございました。

議案書の19ページの表の1番は、資料が20ページから22ページにございます。

が所有する、の内の1筆、面積㎡の農用地に、農業用施設でありますパドックを建設するものです。

12月12日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名により現地調査等を行っており、特例措置の適用に必要な3つの要件、1、地域計画に記載する農業用施設であること、2、認定農業者が設置する場合であること、3、周辺の営農に支障を及ぼすことがないこと、全て満たしていることを確認しております。

なお、1の地域計画への記載については、事後対応で差し支えないこととなっておりますので、議決を経たのち担当部局へ連絡することとしております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

野村会長

ただいま説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の稲場委員より報告をお願いします。

委員

稲場委員

議案第89号について、報告いたします。

1番の申出内容は、が、所有地内にパドックを建設しようとするものであります。

12月12日、阿寒地区農業委員3名と事務局職員3名で、現地調査を行った結果、転用許可のいらない特例措置が受けられる要件である、認定農業者であること、設置するものは農業用施設であること、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないことを確認いたしました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

野村会長

稲場委員、ありがとうございました。

1番は佐藤泰正委員の同居する親族の案件であり、議事参与の制限に当たりますので、佐藤泰正委員は退室してください。

(佐藤泰正委員退室)

議長

野村会長

それでは、1番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

計 [] m²の農用地について、 [] 氏に年間 [] 円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に表の11番と12番は、資料が39ページから40ページにございます。

農業公社を介し、 [] が所有する、 []、他1筆、面積合計 [] m²の農用地について、 [] 氏に [] 円で売買による所有権移転を行うものです。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

野村会長

ただいま説明がありましたが、1番から6番の現地調査結果について、調査委員長清水委員より報告をお願いします。

委員

清水委員

議案第90号の1番から6番について、11月12日、釧路地区農業委員3名と事務局職員3名で現地調査等を行った結果を報告いたします。

1番と2番の申請内容は、 []、他2筆、合計 [] m²の農用地について、所有者の [] から、所有権の移転をすべく、利用調整の申し出があったものです。

利用調整の結果、権利の設定を受ける者は、農用地利用集積等促進計画の認定基準をすべて満たしていることから、 [] 氏に、 [] 円で売買による所有権移転を行うべく、農業公社へ要請すべきものとの結論となりました。

次に、3番と4番の申請内容は、 []、他2筆、合計 [] m²の農用地について、所有者の [] から、同じく利用調整の申し出があったものです。

利用調整の結果、権利の設定を受ける者は、農用地利用集積等促進計画の認定基準をすべて満たしていることから、 [] 氏に、 [] 円で、売買による所有権移転を行うべく、農業公社へ要請すべきものとの結論となりました。

次に、5番と6番の申請内容は、 []、他6筆、合計 [] m²の農用地について、所有者の [] から、同じく利用調整の申し出があったものです。

利用調整の結果、権利の設定を受ける者は、農用地利用集積等促進計画の認定基準をすべて満たしていることから、 [] に、 [] 円で、売買による所有権移転を行うべく、農業公社へ要請すべきものとの結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

野村会長

清水委員、ありがとうございました。

次に7番から10番の現地調査結果について、調査委員長の浅野委員より報告をお願いします。

委員

浅野委員

議案第90号の7番から10番について、報告いたします。

7番と8番の申請内容は、農業公社を介して、 [] 氏が所有する、 []、他1筆、合計 [] m²の農用地について、 [] 氏に、 [] 円で、売買による所有権移転を行うものです。

次に、9番と10番の申請内容は、農業公社を介して、 [] 氏が所有する、

■■■■■の内、他7筆、合計■■■■■㎡の農用地について、■■■■■氏に、年間■■■■■円、5年間で賃貸借を行うものです。

申出の2件について、12月11日、釧路地区農業委員3名と事務局職員3名で現地調査及び協議を行った結果、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、権利の設定を受ける者は、農用地利用集積等促進計画の認定基準をすべて満たしていることから、要請すべきものとの結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

野村会長

浅野委員、ありがとうございました。

次に11番と12番の現地調査結果について、調査委員長の稲場委員より報告をお願いします。

委員

稲場委員

議案第90号の11番と12番について、報告いたします。

11番と12番の申請内容は、農業公社を介して、■■■■■が所有する、■■■■■、他1筆、合計■■■■■㎡の農用地について、■■■■■氏に、■■■■■円で、売買による所有権移転を行うものです。

12月12日、阿寒地区農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を行った結果、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、権利の設定を受ける者は、農用地利用集積等促進計画の認定基準をすべて満たしていることから、要請すべきものとの結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

野村会長

稲場委員、ありがとうございました。

議案第90号を審議いたしますが、5番、6番は樋口委員の法人に関する案件、11番、12番は金子委員の同居する親族の案件であり、議事参与の制限に当たります。

従いまして、初めに、1番から4番、7番から10番を審議し、順次進めます。

それでは、1番から4番と7番から10番について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第90号「農用地利用集積等促進計画案の決定と要請」の1番から4番、7番から10番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

事務局

塩田事務局長

全会一致で賛成と認め、議案第90号「農用地利用集積等促進計画案の決定と要請」の1番から4番、7番から10番については原案のとおり決定いたしました。

次に5番、6番を審議しますので、樋口委員は退室してください。

(樋口委員退室)

議長
野村会長

それでは、5番、6番を審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第90号「農用地利用集積等促進計画案の決定と要請」の5番、6番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第90号「農用地利用集積等促進計画案の決定と要請」の5番、6番については、原案のとおり決定いたしました。
次に11番、12番を審議しますので、樋口委員は入室し、金子委員は退室してください。

(樋口委員入室、金子委員退室)

議長
野村会長

それでは、11番、12番を審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第90号「農用地利用集積等促進計画案の決定と要請」の11番、12番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第90号「農用地利用集積等促進計画案の決定と要請」の11番、12番については、原案のとおり決定いたしました。
金子委員は入室してください。

(金子委員入室)

議長
野村会長

次に、議案第91号「農地台帳の整備」について審議いたします。
事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

議案書41ページでございます、議案第91号についてご説明いたします。
令和6年12月に道東自動車道阿寒ICから釧路西IC間が開通したところであり、道路が建設された農用地は、現在も農地となっている状況です。
そのため、今年10月に実施した利用状況調査において、現地を確認していただきました、議案書42ページから45ページに記載の98筆、面積合計 [REDACTED] m²の地目を公衆用道路に変更し、農地台帳から削除するものです。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第91号について審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第91号「農地台帳の整備」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第91号「農地台帳の整備」については、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第92号「目標地図の素案の作成及び提出」について審議いたします。
事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

議案書77ページでございます、議案第92号についてご説明いたします。
本件の資料は、78ページから80ページでございます。
農業経営基盤強化促進法第20条では、基本構想を定めた市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更する時は、農業委員会に対し地域計画の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定めた地図の素案を作成し提出するよう求めることとされ、求めを受けた農業委員会は、当該区域内の農用地の保有及び利用の状況、当該農用地を保有し、又は利用する者の農業上の利用の意向その他の当該農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案して、素案を作成し提出することとされております。

目標地図に当たっては、農業経営意向に関する調査の内容を基に、エリアの農地及び採草放牧地の地番、地目、面積に加え、経営の意向及び後継者の有無を記した現況地図を作成しているところございますが、今回はそれに加えて担い手別に色分けした現況地図を作成するものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長
野村会長

目標地区の素案について、詳細を確認いたしますので、暫時休憩いたします。

< 13時55分休憩 >

(目標地区の素案の詳細確認)

< 14時5分再開 >

議長
野村会長

再開します。

ただいま説明がありました、議案第92号について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第92号「目標地区の素案の作成及び提出」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定いたしました。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、申請であることを認めます。

令和 7年 12月24日

議長

野村 照 明

署名委員

横瀬 夏 女 公 美

署名委員

清水 幸 治